

アドボカシーと「当事者主権」





「Advocacy!」この一言とビックリマーク。これを見たときの衝撃は今も忘れられない。1986(昭和61)年、もう40年近くも前の体験である。1月号でも紹介したアメリカの自立生活センターに関する調査を行ったとき、あるセンターからの回答であった。センターのミッション、運営理念について尋ねた項目で、他のセンターからは熱い思いが長い文章でつづられていたのに対し、たった一言の、この回答は強く心に残った。

恥ずかしながら、「advocacy」という単語を筆者が意識したのは、この時が初めてだったのである。早速辞書を引いてみたが、当時は「弁護・支持・唱道」くらいの訳しかなかった。今は、「権利擁護」と訳されることが当たり前になり、分野を問わず、人権を考える際のキーワードである。このようなエピソードからも、日本における人権問題の位置付け、この間の目覚ましい進展に気付いていただけるのではないかと考える。

このような流れの中で、人間観が大きく変わりつつある。障害者や高齢者をはじめとする「社会的弱者」という言葉、そして、この「弱者」を救済したり、保護するのが社会福祉の目的と長く信じ込まれていた。否!、今でもそのような捉え方をしている人は少なくないと思われる。むしろ、社会が「弱者」に追いやり、ますます厳しい状況を生み出してしまったのだと、支援に関わる者として猛省させられている。

日本の自立生活運動のパイオニアであり、交通事故で頚髄損傷がある中西正司氏は、

2003 (平成15) 年に『当事者主権』(岩波新書)という本を書いた。社会学者の上野千鶴子氏との共著で、その帯にはこう書かれている。「高齢者、障害者、女性、患者、不登校者…、当事者が社会を変える」。「弱者」どころか、社会を変革していく頼もしい存在なのだという。

さらに中西氏はこう主張する。「当事者とは『問題を抱えた人々』と同義ではない。問題を生み出す社会に適応してしまっては、ニーズは発生しない。…こうあってほしい状態に対する不足ととらえて、そうではない新しい現実をつくりだそうとする構想力をもったときに、自分のニーズとは何かがわかり、人は当事者になる」。そして、こう結論づける。「当事者主権は、何よりも人格の尊厳に基づいている。…私のこの権利は、誰にも譲ることができないし、誰からも侵されない、とする立場が『当事者主権』である。」

アドボカシーの真髄とは、まさにこのような人間観である。国連のSDGsで注目される、「No One Will Be Left Behind!(誰一人取り残さない!)」の精神である。だからこそ、厳しい状況を体験した人たちが行動を開始し、社会を変える原動力になっていくのである。

いしわた かずみ 東洋英和女学院大学名誉教授。埼玉県や横浜市のリハビリテーションセンターに勤務の後、東洋英和女学院大学等で『障害者福祉論』『人権論』を担当。日本障害者協議会(JD) 理事、東京都社会福祉協議会理事、世田谷区障害者施策推進協議会部会長などを歴任。2016 (平成28) 年には、津久井やまゆり園事件の神奈川県検証委員長も務めた。障害がある人の想いを尊重した地域生活支援、ネットワークの構築などについて活動を続けている。

**が米青んいくとうでゅうご米青んいくくざいゃか米青んいくくざいゅん:米青んいくくざいゃか:米青んいくくざいゅん